

業 務 委 託 契 約 条 項

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 業 務 名 | 太田川流域下水道東部浄化センター
外2か所脱臭機悪臭物質等測定業務 |
| 2 | 業 務 場 所 | 広島市南区向洋沖町1番1号
広島市南区向洋新町3丁目31番
安芸郡熊野町出来庭3丁目8番33号 |
| 3 | 委 託 期 間 | 契約締結日の翌日から 令和8年3月31日 まで |
| 4 | 入札(見積)日時 | 令和7年5月15日(木) 10時00分 から |
| 5 | 入札(見積)場所 | 太田川流域下水道東部浄化センター 2階会議室
(広島市南区向洋沖町1番1号) |
| 6 | 業 務 内 容 | 別冊仕様書のとおり |
| 7 | その他の事項 | 別冊閲覧資料のとおり |

上記の業務について、本条項と別冊仕様書に基づいて業務委託契約を締結し、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年4月22日

契約担当職員 公益財団法人広島県下水道公社理事長

契 約 条 項 説 明 書

業 務 名	太田川流域下水道東部浄化センター 電子計算機設備等保守点検業務
業 務 場 所	広島市南区向洋沖町 1 番 1 号
委 託 期 間	契約締結日の翌日 から 令和8年3月31日 まで
見 積 日 時	令和6年1月18日（木） 9時55分 から
見 積 場 所	太田川流域下水道東部浄化センター 2階会議室 (広島市南区向洋沖町 1 番 1 号)

1 業務の執行

この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用して執行する。

2 契約に関する事項

(1) 入札（見積）保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 検 査

業務完了の通知（手直しの場合を含む。）を受けた日から起算して10日以内に検査を行う。

(3) 支払条件

ア 前金払及び部分払は行わない。完了払とする。

イ 委託料は、検査合格後、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

3 見積に関する事項

(1) 最低制限価格

なし。

(2) 見積書の記載事項

見積決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

※ 消費税等を除いた価格を見積書に記載すること。

(3) 課税事業者又は免税事業者である旨（予定を含む）の届出

契約書には、契約金額に併せて当該取引に係る消費税等の額を明示するので、見積決定者は、課税事業者であるか又は免税事業者であるかの届出は不要。

(4) 再度見積

見積金額の全てが予定価格を上回った場合は、見積金額のうち最低の金額を読み上げて再度見積を行うこととするが、読み上げた最低見積金額以上の見積は認めない。

(5) 再度見積の回数

再度見積の回数は、5回までとする。（初回を含めると6回まで。）

(6) 代理人による見積

代理人が見積する場合は、見積開始時に、その代理権を証する書面（委任状）を提出すること。

(7) 見積辞退

ア 見積への参加を辞退するときは、見積開始前までに「辞退届」を提出すること。

イ 再度見積を辞退するときは、その場で申し出ること。

(8) 最低の金額を見積した者が複数の場合

予定価格の範囲内で最低の金額を見積した者が複数の場合は、くじにより見積者を決定する。くじを辞退することはできない。くじを引かない場合には、公社職員が代わってくじを引くこととする。

(9) 無効見積に関する事項

次に該当する場合は、その見積は無効とする。

ア 見積に参加する者に必要な資格のない者が見積したとき。

イ 見積を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。

ウ 契約担当職員において定めた見積に関する条件に違反したとき。

エ 見積者が二以上の見積をしたとき。

オ 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して見積をしたとき。

カ 見積者が連合して見積をしたときその他見積に際して不正の行為があったとき。

キ 必要な記載事項を確認できない見積をしたとき。

ク その他、見積執行者が無効と認めた場合。

ケ 指名競争入札の場合、入札が一であるとき。

4 業務内容

別冊仕様書のとおり。